

マイナンバーカードを 健康保険証としてご利用ください！

右のステッカーがある医療機関等では、マイナンバーカードをカードリーダーに置いて認証することで、健康保険証として利用できます。



マイナンバーカードの健康保険証利用にはメリットがたくさん！

- ① 特定健診・薬剤情報を医療機関などで共有できる
- ② 自身の特定健診・薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる
- ③ 確定申告での医療費控除の手続きがより簡単に！
- ④ 限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える一時的な医療費の支払いが不要に！
- ⑤ 就職・転職・引越をしても健康保険証として引き続き使える

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、以下の2つの準備が必要です。

STEP1 マイナンバーカードを申請

申請方法は選択可能です。

- ① スマホ等からオンライン申請
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機から申請



◀ オンライン申請
の方はこちら

STEP2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

利用登録の方法

- ① スマホ等で「マイナポータル」アプリから登録
- ② セブン銀行ATM・カードリーダー導入済みの医療機関等で登録



◀ iPhone
の方はこちら



◀ Android
の方はこちら

市役所マイナンバーカード交付円滑化推進室（1階13番窓口）でもお手続きできます。

滝川市国民健康保険において、 マイナンバーカードと健康保険証の資格情報の紐付け誤りはありませんでした

資格情報の紐付けについて、別の方の情報が誤って登録される事案が報道されていますが、本市においては、点検の結果、紐付け誤りは確認されませんでした。

本市の国民健康保険に加入されている方につきましては、資格情報は手作業での入力ではなく、住民基本台帳に登録されている情報が健康保険証に反映されるため、誤登録は生じていません。安心してご利用ください。

※ 国民健康保険へ加入後、医療機関等において資格を確認するシステムへの情報反映には最低3日（祝・休日を除く）を要するほか、資格確認システム等の不具合や、マイナンバーカード表面やICチップの汚損等により、正確な資格情報が表示されない場合もあります。その場合は、以下のいずれかの方法にて医療機関等の受診をお願いいたします。

- ・ スマホ等でマイナポータルの被保険者資格情報の画面を提示する
- ・ 健康保険証を提示する
- ・ 被保険者資格申立書を記入する



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスにしたがって4→2の順にお進みください。

問合先

保険医療課(国保) Tel.28-8016
(後期) Tel.28-8018

マイナンバーカード交付円滑化推進室 Tel.28-8014